

自分一人ではよくわからない！？そんな時でも安心して暮らすために。



知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配な人がいろいろな契約や手続きをする際に、同じ地域に暮らす様々な人がつながって、ご本人の思いを分かち合い、いっしょに考えお手伝いする制度です

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合

補助

判断能力が不十分



補助人に一部の同意権と
取消権が与えられる

保佐

判断能力が著しく不十分



保佐人に特定の事項以外の
同意権と取消権が与えられる

後見

判断能力が全くない



後見人に代理権と取消権が
与えられる

自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあう恐れもあります。このような一人で決めることに不安のある方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

任意後見制度

将来、判断能力が不十分となったときに備える場合



判断能力があるうちに、
任意後見人を選んでおく